

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年2月25日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは、1の原子力規制委員会についてです。

1ページ目の(2)を御覧ください。第67回原子力規制委員会、議題は4つございます。

議題1は「東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可について(案)」。

こちらは、昨年11月27日の原子力規制委員会におきまして、東北電力・女川原子力発電所2号機の設置変更許可に係る審査書の案の取りまとめ、意見募集の実施、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取が決定されました。その意見募集と意見聴取の結果を報告するとともに、審査書の取りまとめと許可の決定について、委員会に諮るものです。

議題2です。「関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について(案)ー特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置ー」。

こちらは、1月29日の原子力規制委員会におきまして、関西電力・大飯発電所3号機、4号機の特定重大事故等対処施設と3系統目の所内常設直流電源設備に係る審査書の案の取りまとめと、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取が決定されました。その意見聴取の結果を報告するとともに、審査書の取りまとめと許可の決定について、委員会に諮るものです。

議題の3つ目です。「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正等及びこれらに対する意見募集の結果について」。

こちらは、昨年12月4日の原子力規制委員会におきまして、先ほど申し上げたいわゆる外運搬告示と申請手続ガイドの改正案について、意見募集の実施が決定されました。その意見募集の結果を報告するとともに、告示等の改正の決定について、委員会に諮るものです。

議題の4つ目です。「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定について(3回目)」。

こちらは、福島第一原子力発電所に係る中期的リスク低減目標マップに関しまして、2月5日と2月12日の原子力規制委員会で改定の方針につい

て議論をいただきました。その後の各委員の意見や、東京電力、福島県の意見も踏まえまして、改定案を作成し、今回、議論をしていただくものです。

続きまして、審査会合の関係です。1ページ飛ばして3ページ目をおめぐりください。

一番下になります。3月2日月曜日、(10)第149回放射線審議会総会、こちらの対応は山田核物質・放射線総括審議官、大熊放射線防護企画課長となります。

議題は主に3つございます。

議題の1つ目は、眼の水晶体の等価線量限度に係る鉱山保安法施行規則等の改正案について、経済産業省から諮問を受け、その審議を行うものです。

議題の2つ目です。国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告を受けて、放射線審議会において放射線業務従事者に対する健康診断の在り方を議論されてきましたが、国内における実態調査の結果を踏まえて、今後の検討の方向性について議論を行うものです。

議題の3つ目です。こちらは放射線防護に関する国際機関の動向について、審議会委員のお一人と規制庁から報告を行うものです。

1ページおめぐりください。4ページ目です。一番上から参ります。

(11)第341回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、議題は2つございます。

1つ目は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の高速実験炉(常陽)の設置変更許可に関しまして、火災防護対象機器の選定の考え方や格納容器の新規制基準への対応方針について説明を受けるものです。

議題の2つ目は、同じくJAEAの研究用原子炉(JRR-3)の設計・工事方法認可に関しまして、安全保護系の火災に対する防護措置について説明を受けるものです。

続きまして、その下です。(12)第14回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合、議題は2つございます。

議題の1つ目は、東芝エネルギーシステムズの臨界実験装置(NCA)の廃止措置計画認可に関しまして、昨年12月23日に受理した廃止措置計画認可の申請の概要説明を受けるものです。

議題の2つ目は、立教大学の現在廃止措置中の原子炉施設の保安規定の変更認可に関しまして、維持管理目的で機器を交換する場合についての1月28日の変更認可申請の概要説明を受けるものです。

最後になります。3のその他です。

(2)核燃料物質使用者(政令第41条非該当)及び核原料物質使用者に関する法改正事項説明会、こちらは3月2日月曜日の10時半からと14時からになります。説明者は、核燃料施設等監視部門の熊谷統括監視指導官です。

内容ですが、少量の核燃料物質や核原料物質の使用者に対しまして、新検査制度の運用について説明を行うものです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—